

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長崎市長 鈴木 史朗

市町村名 (市町村コード)	長崎市 (201)
地域名 (地域内農業集落名)	古賀 (上床、松原里、向里、正念、下郷、上郷、千束野、二双舟、中河内、上座)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 2 月 3 日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・古くから植木産業が盛んで、兼業農家が多く、しょうがや水稻、いちごなども栽培されており、市街地にも近いといったメリットがある一方で、後継者不足や高齢化による担い手不足が問題となっている。
 ・農地が小規模かつ急傾斜で、耕作道がない農地も少なくなく、周辺地域の都市化や有害鳥獣被害もあり、耕作放棄が進行している。
 ・一部地域においては、新幹線整備に伴う減濁水対策として、新たな水利施設が整備されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・特産のしょうがの共販体制を強化すること等で、販路の拡大を図り、安定生産につなげる。
 ・「長崎市植木センター」と連携した植木産業の情報発信の強化により、都市と農村部の新たな交流機会を創出する。
 ・規模拡大意向のある担い手への農地の集積・集約化を進めつつ、地域外の認定農業者、認定新規就農者を受け入れることで、地域全体で農地の活用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	90.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	90.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後も農地として活用する見込みのある農振農用地区域内の農地及び地域の担い手が活用する農業振興地域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用し、地域の農業を担う者への農地の集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理事業の更なる周知を図りながら、農業を担う者への貸し付けを進め、将来の経営農地の集約化及び農地の利用集積を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農地耕作条件改善整備事業や市単独の担い手農家支援特別対策事業等を活用した様々な規模の基盤整備(狭地なおしや耕作道整備)を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から産地の担い手となる多様な経営体を募り、関係機関と連携して経営安定に向けた取組を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・いちごのパック詰め作業は、経営に応じJA長崎せいひ東長崎いちごパッケージセンターへの委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域ぐるみの捕獲隊を中心とした捕獲活動に加え、既存のワイヤーメッシュ柵の維持管理や新たな被害箇所への新設に取り組む。
- ③環境制御装置等の導入推進により施設園芸の高度化を図る。